

国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例の一部を改正する条例案

第 1 条 国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例（平成 17 年 12 月国立市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「第 7 条第 1 項」を「第 7 条」に改める。

第 2 条 国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「第 7 条」を「第 6 条」に改める。

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 29 年 6 月 14 日から施行する。